いじめ等防止のための基本方針

横手市立横手明峰中学校

〇 基本方針策定の趣旨

全ての生徒は、地域の将来を担うかけがえのない存在である。また一人一人が心身ともに健やかに成長していくことは、学校のみならず地域全体の願いでもある。今日社会問題化しているいじめは、こうした願いをないがしろにし、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れのある、決して許されない行為である。

本校においては、成長過程にある生徒が学校で集団生活を営む以上、「いじめは起こりうるもの」との認識のもと、「いじめは絶対に許さない」との確固たる意志をもち、生徒に関わる全教職員がいじめへの対応やいじめを防止することの重要性について、研修等を通じて理解を重ねてきた。

今後、その理解を一層深めるため、平成25年6月に公布された「いじめ防止対策推進法」(以下「法律」という。)に基づき、同年施行、平成29年改定の「いじめの防止等のための基本的な方針」、平成28年10月に公布された「秋田県いじめ防止対策推進条例」(以下「条例」という。)、平成29年3月に改訂された「秋田県いじめ防止等のための基本方針」、同年4月に改訂された「横手市いじめ防止等のための基本方針」、令和4年改訂「生徒指導提要」の趣旨を踏まえ、地域や関係機関の協力を得ながら、いじめの未然防止と早期発見、早期解決への適切な対応を図るとともに、全ての生徒が安心して学校生活を送り、心身ともに健やかに成長できる環境を築くことを目的にこの基本方針を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」(法律第2条第1項より)を指す。また具体的ないじめの態様は次の通りである。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や文句
- ・仲間はずれ、集団または個人による意図的な無視
- ・悪ふざけと称し、遊ぶふりをして叩く、蹴るなどの行為
- ・無理矢理嫌なことや恥ずかしいこと、危ない行為をさせる、ズボンを脱がす
- ・金品や所持品が盗まれる、壊される、捨てられる、隠される
- ・特定の人をネット上に挙げ、誹謗中傷するために悪口を書く
- ・刃物で怪我をさせる、制服を切る、自転車を壊す

些細なように見える行為であっても、その行為を受けた生徒の立場では、精神的に追い込まれて深刻な被害を生じさせ得ることや、繰り返したり、複数で行ったりする中で、その行為がエスカレートしていく危険性があることを全教職員が受け止め、毅然と対応する必要がある。

2 いじめの認知

【いじめの定義に関する4つの要素】(加害生徒=A、被害生徒=B)

- ① AもBも生徒であること
- ② AがBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ Bが心身の苦痛を感じていること

(条例1(2)より)

いじめの認知について、上記の4要素に照らし、特にいじめを受けた生徒の立場に寄り添い、いじめを認知後、当該生徒が苦痛に感じている原因を聴き取る等、状況の把握を速やかに行う。その後、管理職に相談、報告し、初期対応を図る。

例えば遊び半分やふざけあいに見える行為でも、見えないところで被害に苦しんでいる場合や、いじめを受けていても様々な理由で当該生徒が否定する場合があることを踏まえ、生徒が感じる被害性に着目し、当該生徒の表情・様子、人間関係の変化等の状況をきめ細かく把握する。また職員間での緊密な情報共有により、背景にある個別及び集団の事情に配慮する。

3 いじめの理解

【全ての生徒に働きかけること】

- ① いじめが、人権を侵害する決して許されない卑怯な行為であること
- ② いじめを受けた生徒だけではなく、いじめを行った生徒や周囲の生徒にも大きな傷 を残すものであること
- ③ 刑事罰や民事上の損害賠償請求の対象となる場合があること
- ④ 「いじめられる側にも問題がある」「大人(先生)に言いつけることは卑怯である」 「いじめは見ているだけなら問題はない」などの考えは、誤りであること

(条例1(3)より)

「いつでもどこでも起こりうる」ことを前提に、その未然防止や早期発見、早期解決に努める。とりわけ、いじめの背景には当事者間(加害生徒・被害生徒)の関係性だけでなく、複雑な人間関係に起因している場合もあり、例えば、はやしたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」にも注視し、集団全体でいじめを許容しない雰囲気づくりに努める。その実現に向け、次のことを全ての生徒に働きかける。

本校では、MHRを意識したよりよい人間関係の構築を目指し自他を認め合い、高め合うための諸活動を実践する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、教務、研究主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任で、上記委員会を設置し、対応が必要な生徒、事案について検討する。なお、必要に応じて関係機関(各小学校、横手市教育委員会、子育て支援課、各地域局、SSW、スクールカウンセラー、横手警察署生活安全課・スクールサポーター等)の協力を得て、対応を協議する。

(2) 教職員間の情報共有と共通理解の場

① 企画会

毎週水曜日に開催する。養護教諭が保健室の利用状況を、各学年主任が学年の現状を、管理職からの伝達をそれぞれ報告し、必要に応じて対応を協議する。

② 生徒指導部会

不定期に共通実践事項 (「明峰生の1日」) の達成状況を確認するとともに、各 学年部の生徒指導の状況を報告し、意見交換をする。

③ 職員会議

特別な配慮を要する生徒について現状や今後の指導方針について、担当者が報告 した後、意見交換して全教職員で指導の共通理解を図る。

5 いじめの未然防止のための取組(※年間指導計画は別表)

- (1) 居場所づくり
 - ・生徒一人一人が居心地のよい学校、学級の風土づくりに努める。
 - ・ SGE (構成的グループエンカウンター) や SST (ソーシャルスキルトレーニング) を意図的に行い、よりよい人間関係 づくりの素地を養う。
 - ・生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感をもてる場所、機会を提供できる よう授業改善や集団づくりを進める。
 - ・道徳の時間を通して、生徒の自己肯定感を高める。
 - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを 育てる。
 - ・MHRカリキュラムをもとにしたMHR活動を推進する。(縦割り活動、スキルア ップタイム、授業改善〔灯火タイム〕)

(2) 絆づくり…「MHR」 (Meiho Heart-warming Relationship) の推進

- ・自他を認め、他とよりよく関わることのできる心情や実践力を育てる。
- ・「明峰 P R I D E 宣言」に基づき、「生活習慣」「人との関わり」について、生徒自らが課題や問題点を見つけ、その解決を図ろうとする主体的で自主的な活動になるよう適切な支援していく。
- ・MHR推進委員会を通じて、生徒会活動や全校生徒によるMHRの実践と見直し を図り、自他理解ある学校生活を推進する。

(3) 相談体制の整備と情報収集・共有

- ・「MHRノート」(生活記録ノート) への記述や「生活アンケート」の回答結果で気になる生徒に対しては、学級担任やその他の教職員による相談活動を行い、生徒理解に努める。また、スクールカウンセラーの協力を仰ぎ教育相談活動の充実を図る。
- ・定期教育相談、長期休業中の保護者面談などでの情報収集を進める。

(4) 情報モラル教育の充実

- ・本校の指導方針を保護者に周知し、その理解と協力を得る。
- ・情報モラル教育全体計画及び年間指導計画に基づき、情報モラル教育のねらいを明確にして、その指導にあたる。
- ・市や県で実施する情報端末の利用に関する諸調査の結果を分析し、実態把握に努めるとともに、保護者にもその分析結果を情報提供し、相互協力を求める。
- ・家庭との連携、小学校との連携、情報モラル集会や PTA による情報機器の利用に 関するルールづくりを推進する。

6 いじめの早期発見・早期解決のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒の些細な変化を感じ取る「想像力をもった生徒把握」を進め「かもしれない対応」による生徒理解に努める。

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には家庭訪問や面談により迅速かつ誠実、正確な対応に努める。また、必要に応じて、南教育事務所、横手市教育委員会、子育て支援課、南・西かがやき教室、福祉事務所、横手警察署などの関係機関と連携し解決に臨む。

(2) SOS、Help が言える関係づくり

年に2回の教育相談期間前に実態調査を実施し、この調査結果をもとに一人一人の 生徒と個別に面談をして生徒理解の充実を図る。また学級担任以外の教職員との面談 も可とし、生徒にとって相談しやすい体制を整える。

(3) 情報の収集と共有

- ・毎月の「生活アンケート」や年1回の Q-U 調査を実施して、生徒の実態を把握する。
- ・Q-U 調査の結果の考察とその後の対応策 (学級集団の背景、学級の成果と問題点、 教師の観察との共通点及び相違点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配り、些細なことでも気付い たことがあれば、職員間で情報交換する。

7 いじめに対する初期対応

(1) いじめの相談を受けた場合

速やかに管理職に相談及び報告し、その対応の指示を仰ぐ。なお、いじめの事実の有無を生徒に確認する際は、複数の教職員で対応することを原則とする。また、いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ不登校対策委員会」を開き、今後の対応を協議する。

(2) いじめを行った生徒への対応

速やかにその背景や原因、事情等を聴き取り、いじめをやめさせ、その再発を防止するために必要な指導を行うとともに、その保護者への助言を継続的に行う。

(3) いじめを受けた生徒への対応

当該生徒が安全に学校生活を送り、安心して教育を受けられるために必要があると 認められるときは、保護者と連携を図りながら、スクールカウンセラーによるカウン セリングや別室において学習を行うなどの適切な措置を講ずる。

(4) 関係機関、保護者との連携

いじめの事実に係る情報を関係機関または保護者と共有するための必要な措置を講 ずる。なお、犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、横手市教育委員会及び 横手警察署などと連携して適切に対処する。

【いじめ対応 フロー図】

いじめの訴え・情報・発見

いじめ不登校対 策委員会の開催 ※対応策の協議 ・決定

事実確認/情報収集

- 1 学年部を主体としたチームによる即時・初期対応
 - □情報提供者からの聴き取り
 - □被害生徒からの聴き取り・事実確認
 - □加害生徒からの聴き取り・事実確認
 - □周辺生徒からの聴き取り
 - □関係教職員、保護者からの聴き取り

2 いじめの解決に向けた対応

- □いじめられている生徒の安全安心の確保を最優先
- □いじめられている生徒、及び保護者の思いに寄り 添った配慮と措置
- □当該生徒がいじめを行った背景や原因を辿り、即時 に止めさせるととともに再発防止に向けた指導と解 消されたかどうかの継続的(3ヶ月を目安)な支援

「重大事態」「学校単独での対応が困難」と管理職が判断した場合には、横手市教育委員会の指導・支援のもと、迅速に対応する。また、横手警察署生活安全課との連携を密に対応する。

加害生徒がいじめと認めない場合

自り行っなくこ今説のさがとてなった。年もあせよるながとこれのとのがといる。

重大事案の発生

·----→○横手市教育委員会 ○横手警察署

3 被害加害双方の生徒及び保護者への適切かつ誠実な対応

- □明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- □生徒及び保護者の思いや気持ちを傾聴し、いじめの解決と再発防止に向けた学校の 決意を伝える。
- □法律に照らし、いじめを行うことのないように指導に努めることは保護者の責務であることを伝え、協力を得る。
- □必要に応じて被害生徒及び保護者に対し、加害生徒及び保護者が謝罪する場を設ける。

Λ

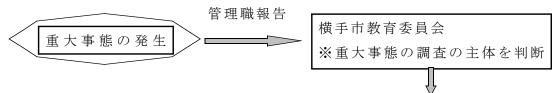
4 再発防止に向けた学校全体の取組

- □生徒に豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養う。
- □いじめが生まれにくい環境をつくるため、「居場所づくり」の構築と「絆づくり」 への支援体制を全教職員で再確認する。

8 重大事態の定義と対応

- ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間 連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認め られる場合
- ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合 (法律第28条参照)

【対応フロー図】



- ◆学校が調査主体となる場合 教育委員会の指導・支援のもと次の通り対応にあたる。 1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と 直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
 - ・重大事態の性質に応じて、適切な専門家を組織に加えることも検討する。
 - 2 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の 特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係の速やかな調査を実施する。
 - ・調査主体に不都合なことあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢で対処する。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じ て新たな調査を実施する。
 - 3 いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを 念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の 措置を講じる。
 - 4 調査結果を学校の設置者に報告(※教育委員会から市長等に報告)
 - ・いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又 はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える等の対応を する。
 - 5 調査結果を踏まえた必要な措置



◇教育委員会が調査主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

付記 • 平成26年4月 本基本方針 策定

・平成29年4月 本基本方針の一部改訂